

平成28年1月から マイナンバー(社会保障・税番号)制度 が始まります

マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有する全ての方に、1人につき1つの番号を付して社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。それにより行政の効率化と国民の利便性が向上するほか、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤としての役割が期待されます。

マイナンバーは個人(外国籍の方[中長期在留者や特別永住者等]を含む)および法人で活用されますが、ここでは個人の事例をご紹介します。

◎マイナンバー制度導入の3つの効果

国民の利便性の向上

添付書類の削減等で
行政機関等での手続
きが簡単に！

行政の効率化

情報の照合・入力等
の削減等で手続きが
正確・スムーズに！

公平・公正な社会

給付金等の不正受給
防止ときめ細やかな
支援を！

◎マイナンバー制度の今後のスケジュール

平成27年10月から

▶住民票の住所あてに
マイナンバーを記載
した「通知カード」が
送付されます。

平成28年1月から

▶社会保障、税、災害対策の行政
手続きでマイナンバーの活用を
開始。また、「個人番号カード」
の交付を開始します。

平成29年1月から

▶自分の情報の使用状況を自
分で確認できるマイ・ポー
タル(情報提供等記録開示
システム)を開始予定。

◎マイナンバーを使う事例

- ・年金を受給しようとするときに、年金事務所にマイナンバーを提示
- ・健康保険を受給しようとするときに、健康保険組合にマイナンバーを提示
- ・毎年6月に児童手当の現況届を出すときに、市町村にマイナンバーを提示
- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに、税務署にマイナンバーを提示
- ・税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示 等

※「個人番号カード」は、提示したマイナンバーの証明や身分証明等に活用できます。

マイナンバーについてのお問い合わせ先

マイナンバー制度のよくある質問(FAQ)や最新情報は、内閣官房のマイナンバー(社会保障・税番号)制度のホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>)に掲載しています。

※「マイナンバー」で検索してください。

平成26年10月から、マイナンバーのコールセンターを開設しています。マイナンバーについてご不明な点がある方や、さらに詳しい情報を知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

◇電話番号 0570-20-0178(外国語は0570-20-0291)

◇開設時間 平日午前9時30分から午後5時30分まで

*平成27年10月から平成28年3月までの半年間は、平日の開設時間を午後8時まで延長し、年末年始を除く土日祝日も、午後5時30分まで開設する予定です。